

事務連絡  
令和元年5月17日

各都道府県消防防災主管部 } 御中  
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁救急企画室

### 救急業務における身体障害者が利用する身体障害者補助犬の救急車への同伴について

今般、救急活動中、通信指令員が救急隊に、身体障害者補助犬は救急車に同乗できないと誤った指示を行い、その後、指示を訂正し身体障害者補助犬を同乗させ搬送した事案が報告されました。

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条に基づき、国や地方自治体が管理する施設を身体障害者が利用する場合において、原則、身体障害者が使用する身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない、とされているところであり、救急業務においても、身体障害者が使用する身体障害者補助犬の救急車への同伴を、原則、拒んではならず、適切に実施する必要があります。

各都道府県消防防災主管部にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨の周知をお願いします。

なお、内容については、身体障害者補助犬制度を所管している、厚生労働省も事前に了知していることを申し添えます。

**【問合せ先】**

消防庁救急企画室 齋藤課長補佐、堤係長

電話 03-5253-7529

E-mail [kyukyusuishin@soumu.go.jp](mailto:kyukyusuishin@soumu.go.jp)